

## 参入希望調査の概要

総務省は、携帯端末向けマルチメディア放送に関して、概要下記の方針に基づき、参入希望調査を実施する予定です。

### 記

#### 1 目的

携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備を検討する上での基礎的な調査として、現時点で参入を希望・検討している方の状況について、広く調査を実施するものです。

#### 2 調査方法

総務省において、調査項目やその記載方法、提出方法・期間等について報道発表を行う予定です。

参入を希望・検討している方は、これらに従って、総務省に調査票をご提出頂くことを予定しています。

#### 3 調査期間

平成21年9月中を目途に総務省が報道発表を行うことにより調査を開始し、同年10月中を目途に調査を締切る予定です。具体的な調査期間については、調査の開始に合わせて発表する予定です。

#### 4 調査対象者

携帯端末向けマルチメディア放送への参入を検討している方であれば、どなたでも調査表を提出することを可能とする予定です。

#### 5 調査項目

主な調査項目として、現時点において以下の項目を想定しています。

調査項目の詳細や具体的な記載方法等については、調査の開始に合わせて発表する予定です。

##### (1) 基礎的調査事項

###### ① 参入を希望する事業の別

###### ア 全国向け放送又は地方ブロック向け放送の別

(地方ブロック向け放送にあつては参入を希望する放送対象地域を含む)

###### イ 受託国内放送又は委託放送業務の別

- ② 参入主体に関する情報
  - ア 参入主体の氏名又は名称
  - イ 参入主体の出資者 等

- ③ その他

- (2) 受託国内放送を行うことを希望する者への調査事項

- ① 採用を検討中の技術方式
- ② 希望する周波数
- ③ その他

- (3) 委託放送業務を行うことを希望する者への調査事項

- ① 委託の相手方について希望する技術方式
- ② 希望する周波数（周波数帯域、伝送容量 等）
- ③ 放送番組・サービスのイメージその他検討中の事業概要
- ④ その他

**6** その他

- (1) 調査結果については、総務省において取りまとめ、その全部又は一部について公表を行う可能性があることを予定しています。調査内容の全部又は一部について非開示を希望される場合には、その旨及び非開示項目を明示頂くことを予定しています。
- (2) 調査に応じていただいた方について、必要に応じて任意にヒアリングをお願いさせていただくことを予定しています。
- (3) 調査への対応によって実際の申請の可否・内容が拘束されるものではありませんが、調査の結果は、無線局の免許（開設計画の認定）に当たって使用させる周波数や委託放送業務の認定に当たって指定することができる周波数その他制度整備の検討に当たっての参考とさせていただくことを予定しています。

以上